

新潟県条例第26号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県婦人保護施設条例の一部改正)

第1条 新潟県婦人保護施設条例(昭和39年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p align="center"><u>新潟県女性自立支援施設条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項の規定により、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的として、新潟県あかしや寮(以下「あかしや寮」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に置く。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 あかしや寮は、前条に規定する<u>自立支援</u>のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第5条に規定する被害者の保護を行う。</p>	<p align="center"><u>新潟県婦人保護施設条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の規定により、要保護女子を収容保護するため、新潟県あかしや寮(以下「あかしや寮」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に置く。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 あかしや寮は、前条に規定する<u>収容保護</u>のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第5条に規定する被害者の保護を行う。</p>

(新潟県女性福祉相談所条例の一部改正)

第2条 新潟県女性福祉相談所条例(平成14年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p align="center"><u>新潟県女性相談支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の規定により、新潟県女性相談支援センター(以下「センター」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第3項に規定する女性相談支援センターの業務のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>センターの</u></p>	<p align="center"><u>新潟県女性福祉相談所条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定により、新潟県女性福祉相談所(以下「相談所」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>相談所は、売春防止法第34条第3項に規定する婦人相談所の業務のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>相談所の管</u></p>

管理に関し必要な事項は、知事が定める。

理に関し必要な事項は、知事が定める。

(新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新潟県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項の女性自立支援施設をいう。以下同じ。)</u>の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準</u>)</p> <p>第3条 最低基準は、次条から<u>第9条</u>までに定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の<u>制定又は改正に係る経過措置に関する規定を含む。</u>)に定めるところによるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 <u>女性自立支援施設</u>においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをし</p>	<p><u>新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の婦人保護施設をいう。以下同じ。)</u>の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準</u>)</p> <p>第3条 最低基準は、次条から<u>第11条</u>までに定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 <u>婦人保護施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u>においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしては</p>

てはならない。

(最低基準と女性自立支援施設)

第5条 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている女性自立支援施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(非常災害対策)

第6条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該女性自立支援施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

(女性自立支援施設の職員の知識及び技能の向上等)

第7条 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(食事の安全性に関する情報)

第8条 女性自立支援施設は、食品の原材料の産地その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

ならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第5条 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(非常災害対策)

第6条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該婦人保護施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

(婦人保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第7条 婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(給食の安全性に関する情報)

第8条 婦人保護施設は、食品の原材料の産地その他の給食の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第9条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、

<p>(暴力団等の排除)</p> <p>第9条 <u>女性自立支援施設</u>は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</p> <p>第10条 （略）</p>	<p><u>都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p>第11条 <u>婦人保護施設</u>は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</p> <p>第12条 （略）</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。